

第 20 回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 4 年 2 月 8 日 (火) 午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係について
所有権移転
議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理利用権設定
各筆明細について
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①農地あっせん事業について
②農地賃貸借料情報について
③農地買受け借受け希望について
- 5 その他

6 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

北爪秀夫	後藤幸子
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席者でございますけれども農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様共に全員出席でございますので、農業委員の出席人数は過半数に達しております。会議規則第6条の規定によりまして、この総会は成立をしておりますので、ただ今から第20回農業委員会総会を開会致します。</p>
高木会長	会長挨拶
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、北爪秀夫委員と後藤幸子委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告。</p>
議長	<p>2件3筆</p> <p>番号3-45、番号3-46につきまして2件とも相続でございます。報告事項①につきまして質問等、何かございますか。</p>
委員一同	(特になし)
議長	特にない様ですが、よろしいでしょうか。
委員一同	(はい)
議長	報告事項①につきましては、受理と致します。
事務局	②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。
議長	<p>11件17筆</p> <p>番号3-62から番号3-72につきまして質問等、何かございますか。</p>
委員一同	(特になし)
議長	特にない様ですが、よろしいでしょうか。
委員一同	(はい)
議長	報告事項②につきまして、全て受理と致します。
事務局	③農地所有適格法人()の設立について報告。
事務局	<p>1件</p> <p>農地所有適格法人設立報告書について説明をする。(会議資料P4~P7)</p>
議長	<p>これからは、農地の所有ができるという事です。あたりがそういうふうになっておりますけれども、が設立されたという事です。報告事項③につきましてご質問等、何かござ</p>

委員一同 議長	<p>いますか。ちょっと内容的にも難しいと思いますが、よろしいでしょうか。 (はい) 特にない様ですので報告事項③につきましても受理と致します。</p>
議長	<p>2 議事 議案第1号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。</p>
事務局	<p>朗読 上程 番号3-17、番号3-18、番号3-19は議案書と意見書にありますとおり、農地法第3条の許可案件の全てを満たしております。</p>
議長	<p>地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号3-17につきまして、北爪秀夫委員の説明を求めます。</p>
北爪秀夫委員	<p>場所につきましては会議資料の9ページをご覧ください。申請地は大芝の北側に位置し、中央道より東側になります。次長より説明がありましたとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可の申請、また農地転用の事業計画の変更申請が同時に出されております。この土地の所有権移転の経過につきましては、平成13年3月に売買により譲渡人である[]取得を致しまして、転用許可が下りております。現在住宅は建設されず栗などの木々が生い茂って荒れている状態です。譲受人の[]野菜を作れる畑を探しておりまして、また譲渡人の[]管理ができないということから、無償で譲り受けるという事で、[]そこを取得するそうでありまして。取得に必要な下限面積もクリアしておりますし、また農地を畑に戻すという事でございますので、特に問題はないと思います。譲受人の[]方々なので[]でしたけれども野菜等を作っていきたいという事でございました。</p>
議長	<p>番号3-17につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。その他補足説明がありましたら、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>はい、今、北爪委員が説明をして下さいましたが、分かりやすいように会議資料の8ページの所に今回の申請に関する図を作ってきました。まずこの農地なのですけれどもHさんという方から過去に今回の農地の所有者である[]5条の所有権移転申請の書類が出ています。転用目的が住宅、貸住宅という事が出ていたのですけれども、[]住宅を建てる計画を断念してそのままになっていました。[]の所有権移転登記は済んでいるので、この5条申請については、許可の取り消しはできないという状態になっています。そこに[]という方が農地としてここを活用したいというお話がありました。では農地としては、どうやって取得をするかということですが、転用許可後の事業計画変更という事で、[]住宅を建てるという目的だったものを[]農地として利用するという用途変更の計画変更をまず出しても</p>

議 長	<p>らう事が一つ、それから今後は農地として活用したいという事になるので、二つ目は農地として取得をする3条の申請を出してもらおうという事で、この二つの申請を同時に頂くという案件になっています。</p>
唐澤喜廣委員	<p>はい、事務局より説明がありましたけれども所有権が今まで[]だったところを今度は、[]その農地を取得をするという事でありましてけれども番号3-17につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p>
事務局 議 長	<p>ちょっと教えて下さい。[]がね、農地を取得するという事でございますが、何も問題はないですか。</p>
唐木義秋委員	<p>はい、問題はないです。</p>
事務局	<p>はい、他にありますか。</p>
唐木義秋委員 事務局	<p>はい、ちょっとすみません。この土地は5条申請がされてそれで許可が出たのですよね。それで何年も放置をされていたと。私の知る範囲では家を建てたかどうか1年か2年の間には確認しなさいという様な項目があったかと思うのです。そういう土地がまだ南箕輪に幾つかあるかと思いますが、その確認はどこかですのでしょうか。長く放っておいてもまあ権利なので良いのではないかと思うのですけれども、本当に良いのかという事と、その辺の実態が把握できているのでしょうかという事です。</p>
唐木義秋委員	<p>農業委員会としては、農地転用の後にそこがきちんと目的が達成をされているかどうかの管理をしていく様にという事はあります。ですが実状として、それは農地パトロールの際に見るという事で補っているという形で、全部調べていくという事は、今はできていないです。</p>
事務局	<p>現状の把握だとかいう事は、完全にはできていませんという事です。そうですね。できていないです。あの、やらなくてはいけないなあと思いつつ遠回しになっているのが、今の現状です。なので村内にそういう農地が幾つもあるとは思っています。</p>
議 長	<p>今、質問をしたのは、私にも関係があるのかなあと考えたので質問をしたのですが、以前私が担当だったので説明をして、1年以内に家を造るという様に言った方が、まだ家を建てていないのですけれども、そういうものを農業委員としてどの様に対処をすれば良いのかなあと、今お聞きをしたところです。特に何もしなくてもいいという事ならばそういう事です。いえ、何もしなくても良いという訳ではありません。その転用を許可にするにあたっては、計画がきちんと実行されるかというところも許可の判断の要件になっていますので、それで実行をされてないという事は、その計画自体が間違っていたのではないかという様な事にもなりかねないと思うのです。なので本来なら計画通りに転用目的を完了するという事で申請が出てきているという事ですので、そのとおりにやってもらわないといけないという事を農業委員会としては指導をしていくという事で良いです。</p>
議 長	<p>まあ、そういう事だとは思いますが、それぞれ事情があつてやられてい</p>

事務局長	<p>と思うので、まあ、あの、何処がそういう土地だという事もだいたいの委員さん達には分からないわけです。</p> <p>一応事務局としてですね、今までの報告の関係を図面にできる様に検討したいと思います。それでまたその資料ができましたら、農業委員さんの方で活用をしてもらったり、農地パトロールのときに確認をしてもらったりしたいと思います。</p>
唐木義秋委員 議長	<p>はい、分かりました。</p> <p>そういう事で、他の委員さん達も、もしかしたらそういった農地があるかもしれませんが、実際に分からないと思うのですよね。とりあえずこれから調整を進めていくという事でご理解をして頂きたいと思います。</p>
北爪秀夫委員	<p>はい、もう一つ確認で良いですか。その1年というのは農振の除外をして転用をするまで、それを1年以内にして下さいという事なのか、それとも転用後の事につきましても決まりがあるのか、お聞きしたいです。</p>
事務局	<p>農地調整ハンドブックの4-20のところを見て頂きたいのですが、ここに農地転用許可の場合の一般基準で見る場合が載っています。この真ん中辺(ウ)のところなのですが、許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこととあります。要するに計画どおりにできなければ、その許可はできないという事が書いてあるのですけれども、その下にカッコで、延滞なくというのは原則として許可の日からおおむね1年以内、という事が書かれていますので、転用の許可を受けてから1年以内には、その目的が達成をするという事が必要です。なので本来は何年もそのままにしておく事は良くなって、農業委員会としては指導をしていかなければいけないという事になります。</p>
議長	<p>はい、今、事務局が言う様にそういう所をピックアップをしてもらって、農業委員会としてどう対処をしていくのか考えていきたいと思います。申請が上がっている所を本当に家を建てるのか疑ってもいけませんので、その辺の見通しをある程度は、許可をしないといけないという事もありますので、はい、他に何かありますでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>(特になし)</p> <p>特にない様でございますので、番号3-17につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号3-17につきましては「許可相当」とします。</p>
議長 唐澤茂委員	<p>番号3-18につきまして、唐澤茂委員の説明を求めます。</p> <p>地図は会議資料の10ページになります。議案書に書いてあるとおりでありますけれども、譲渡人の[]農業規模を縮小したい為という事です。また譲受人の[]これまでその申請地を借</p>

議 長 委員一同 議 長	りており優良な農地である為、取得をしていきたいという事でありますのでよろしくお願ひします。
委員一同 議 長	番号3-18につきまして何かご質問、ご意見等はありますか。 (特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号3-18につきまして可としてよろしいでしょうか。
高木繁雄委員	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-18につきましては「許可相当」とします。
議 長	番号3-19につきましては、私が担当でございますので、説明をさせていただきます。
委員一同 議 長	地図は会議資料の11ページになります。そんなに条件が良い農地ではなさそうな気がしていますが譲渡人の[]から3年位前から売渡し希望が出ていた土地でございまして、去年の11月30日に農地利用調整会議をして、譲受人の[]この農地を欲しいという事で話をした経過があります。ここは白地でございます。[]耕作面積は約3,000㎡でございまして、ただ今、農地を集積中でございます。本人は、農業に対してえらい熱心なので良いのではないかと思います。
委員一同 議 長	番号3-19につきまして何かご質問、ご意見等がありましたら、お願い致します。
議 長	(特になし) 特にない様でございますので、番号3-19につきまして可としてよろしいでしょうか。
事務局	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-19につきましては「許可相当」とします。 以上で議案第1号は終わります。
議 長	議案第2号 農地審議 農地法第5条関係(農業委員会許可処理案件)についてを議題とします。
伊藤良夫委員	朗読 上程 番号1から番号8は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。 地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号1につきまして、伊藤良夫委員の説明を求めます。 ここは計画変更の案件なのですが、畑の場所は会議資料の12ページになります。この畑は、譲渡人の[]家を造る様にとという事で、平成4年に転用した土地なのですが、そのまま[]

議 長	<p>■■■■で働いていたものですから、未着工のまま時間が過ぎてしまいました。そこを今回売却して譲受人の■■■■■家を造りたいという事でありま す。この畑の前に上下水道が入っていますので、そこへ上下水道を繋ぐと いう事ですので特に問題はないものと思います。</p>
委員一同	<p>ここは計画変更という事で、農地区分は第1種農地という事でありませ けれども、番号1につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。</p>
議 長	<p>(特になし) 特にない様でございますので、ここは一度許可が出ているという事であり ますので、番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。</p>
議 長	<p>番号1につきましては「許可相当」とします。</p>
議 長 有賀晴彦委員	<p>番号2につきまして、有賀晴彦委員の説明を求めます。 地図は会議資料の14ページになります。ここは■■■■■以前、 農振除外のときに現地確認で皆さんにも見て頂いた所です。農振が除外さ れたので、転用申請が出され、この様に進めていくという事でありませ す。</p>
議 長	<p>はい、番号2の案件は以前に農振除外がなされたところがございます。番 号2につきまして何かご質問、ご意見等ありますか。</p>
委員一同	<p>(特になし) 特にない様でございますので、番号2につきまして可としてよろしいでし ょうか。</p>
議 長	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。</p>
委員一同	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。</p>
議 長	<p>番号2につきましては「許可相当」とします。</p>
議 長 有賀晴彦委員	<p>番号3につきましても有賀晴彦委員の説明を求めます。 地図は、会議資料の16ページになります。ここは沢尻コミュニティセンタ ーの南側の下の段になりますけれども、譲渡人の■■■■■ ■■■■■家を建てるという事です。隣の畑と田んぼを足して、そこを■■■■ ■■■■貸して家を建てるという事なので、特に問題はないかと思いま す。</p>
議 長	<p>番号3につきまして何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p>
委員一同	<p>(特になし) ここは第3種農地でございますけれども、番号3につきまして可としてよ ろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。</p>
委員一同	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。</p>
議 長	<p>番号3につきましては「許可相当」とします。</p>

<p>議 長 菅家美果委員</p>	<p>番号4につきまして、菅家美果委員の説明を求めます。 地図は、会議資料の18ページになります。場所は、岩月人形店の裏側、アクセス沿いのセブンイレブンの裏側になります。譲渡人の[]あまりもう[]という事で、譲受人の[]話がまとまって宅地として売るとい事です。ここの場所には、新築の家が毎年建っていたりアパートがあったりと、宅地になりつつあるところ。PTAとしては子供が増えるのは嬉しいなあと思っています。ここの土地の所には水道が来ていないそうなのですけれども、この会社が新しく水道管を造っていくという事でした。以上です。</p>
<p>議 長 菅家美果委員</p>	<p>番号4につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。ここの雨水の処理とかは、どうなっていますか。 雨水は、地下浸透だそうです。</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>はい、この他にご質問、ご意見等ありますか。 (特になし)</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>特にない様でございますので、番号4につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。 番号4につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 唐澤喜廣委員</p>	<p>番号5につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。 地図は、会議資料の20ページをご覧ください。ここは住宅の建築であります。場所は地図に家、家、家と書いてある裏側、道を挟んだ北側になりますけれども、ここは第3種農地であります。上下水道は公共のものに繋がります。雨水につきましては地下浸透。こういう話でありますけれども、特に問題はないかと思います。</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>番号5につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。 (特になし)</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>特にない様でございますので、番号5につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。 番号5につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 唐澤喜廣委員</p>	<p>番号6につきましても唐澤喜廣委員の説明を求めます。 地図は、会議資料の22ページになります。申請地と赤で囲ってある下の所に家とありますけれども、ここも少し前ですけれども5条転用をして、もう既に家が建っております。ここの所は、先ほど事務局より説明がありま</p>

<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>したとおり第1種農地ではなく、第3種農地でもないという事で、第2種農地という事であります。隣には、もう家が建っておりますので問題はないかなあと思います。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>番号6につきまして何かご質問、ご意見等ありましたらお願い致します。 (特になし) 特にない様でございますので、番号6につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号6につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号7につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、伊藤篤委員は議事に参与する事ができません。 番号7につきまして、唐木義秋委員の説明を求めます。 地図は、会議資料の24ページをご覧ください。譲受人の[] []長くに亘ってこの畑を借りていたという経緯があるそうです。特に問題はないかと思ひます。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>番号7につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。 (特になし) 特にない様でございますので、番号7につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>議 長 酒井文代委員</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号7につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号8につきまして、酒井文代委員の説明を求めます。 地図は、会議資料の26ページをご覧ください。譲渡人が[]です。 去年[]なつて、ここは元々[]をしていた土地の様です。譲受人の[]4区画に宅地分譲をして売りたいという事で、土地家屋調査士さんから私の方に説明がありました。4区画に造成をしてから上下水道は村のを使って、雨水は宅内浸透処理をするという事で特に問題はないと思ひます。周りには家がぼつぼつと建つていまして、畑とかも少しずつは残つていますが、じわじわと家になつていくなあという感じですよ。 番号8につきまして何かご質問、ご意見等ありましたらお願い致します。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号8につきましては「許可相当」とします。 以上で議案第2号は終わります。</p>

議 長	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。
事務局	朗読 上程 19 件 30 筆
議 長	以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。
唐木義秋委員	番号 3-330 から番号 3-348 につきまして何かご質問等ありましたらお願い致します。
議 長	すみません、番号 3-341 の [] さんが借りる []
事務局	[] 田んぼなのですけれども使用貸借になっていて、3-339 や 3-342 は賃借料が [] で他にも 3-344 の [] 所も [] となっていて、同じ借主なのに違いがあるのは、何かあるのですか。
議 長	この使用貸借の事ですね。事務局の方で、もしお答えできましたらお願いします。
唐木義秋委員	はい、合わせて報告事項②の農地法第 18 条の合意解約のところの番号 3-66 を見て頂けたらと思います。本人達の合意で今まで [] の小作料としていたところを無償にするという事で、ここで解約をしてまた新しく無償での使用貸借の利用権設定をしています。これは本人達が話し合っ
議 長	て合意をしたという事なので、それ以上の事は分らないです。以上です。
委員一同	よろしいですか。
議 長	はい、分かりました。
委員一同	本人達の話し合いが前提でという事ですが、はい、他に何かございますか。
議 長	(特になし)
委員一同	特にない様でございますので、番号 3-330 から番号 3-348 につきまして可
議 長	としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。
議 長	番号 3-330 から番号 3-348 につきまして「決定」する事とします。
事務局	以上で議案第 3 号は終わります。
議 長	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理利用権設定各筆明細
事務局	についてを議題にします。
議 長	朗読 上程 1 件 4 筆
議 長	以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。
議 長	番号 3-349 につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。この土地所在地の [] 番という地番は田畑のどの辺りか、松澤委員さん、位置

<p>松澤良行委員 議 長</p>	<p>は分かりますか。 いえ、分らないです。 いいです。また後で自分で調べてみます。はい、他にご質問等ございましたらお願いします。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(特になし) 特にない様でございますので、番号3-349につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-349につきましては「決定」する事とします。 以上で議案第4号は終わります。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題にします。 朗読 上程 2件11筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号3-350につきましてご意見、ご質問等がありますでしょうか。 (特になし) 特にない様でございますので、番号3-350につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-350につきまして「決定」する事とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3-351につきましては、 方から長野県農業開発公社へという事があります。これにつきましても先ほど事務局が説明をしたとおりであります。これは令和3年、去年12月の総会であっせん調書の確認が済んでいる件でございます。番号3-351につきまして何かご意見等ございますか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(特になし) 特にない様でございますので、番号3-351につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-351につきまして「決定」する事とします。 以上で議案第5号は終わります。 議案審議は全て終了します。</p>

<p>事務局 議長</p>	<p>3 協議事項</p> <p>①農地あっせん事業について</p> <p>2件2筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P28～P33) ・補足説明をする。 ・問題は特になさそうですので、このあっせん事業を進めていく事とする。
<p>事務局 議長</p>	<p>②農地賃貸借料情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南箕輪村、農地賃貸借料情報について説明をする。 (農地調整ハンドブック 5-7) (会議資料 P34) ・補足説明をする。 (質疑、応答をする)
<p>事務局 議長</p>	<p>③農地買受け借受け希望について</p> <p>2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地買受・借受け希望申出書について説明をする。(別添資料 P1、P2) ・補足説明をする。 ・地元委員が中心となって、全委員協力をして農地を探す事とする。
<p>事務局</p>	<p>4 その他</p> <p>①当面の日程について説明をする。</p>
<p>事務局</p>	<p>②その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業新聞の委員皆購読に伴う奨励処置について説明をする。 (各委員にクオカード 500 円分を配布)
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信州大学農学部 of 学術研究グループからのアンケートのお願いについて説明をする。 (資料、アンケート用紙等一式を配布)
<p>事務局 議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業功績者、農業名人の表彰状の伝達について説明をする。 ・伝達方法について話し合いをする。 (郡の方で再度、早めに表彰式を挙げてもらえればそうして頂きたい。それがダメなら、3月の総会時に表彰者にお越し頂き授与をしたい。)
<p>事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・諸連絡をする。 (3回目のコロナワクチン接種、村の予算等)
<p>議長</p>	<p>以上で議長の職を解かさせていただきます。</p>

唐澤会長代理

閉 会

以上を持ちまして、第20回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。
(午後3時20分終了)

以上、第20回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和4年2月25日

議 長 高 木 繁 雄



議事録署名委員 北 爪 秀 夫



議事録署名委員 後 藤 幸 子

